

宮崎県職員の公務旅行に係る旅費の旅行代理店による代理受領方式に関する覚書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、宮崎県職員（以下「旅行者」という。）の公務旅行に係る旅費の旅行代理店による代理受領（以下「代理受領」という。）に関する必要な事項について、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 旅行者が、乙に航空機、船舶、鉄道若しくはバスのチケット、宿泊施設の予約又は公共交通機関と宿泊施設がセットとなったパック商品（以下「チケット等」という。）の手配を依頼し、甲が旅行者へ支払うチケット等の代金を乙が代理受領する場合（以下「代理受領方式」という。）の取扱いについて定めるものである。

（有効期間）

第2条 この覚書の有効期間（以下「有効期間」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間内に、チケット等の手配依頼があったものについては、当該依頼に基づく代金の支払その他一切の処理が完了する日まで、この覚書はなお効力を有するものとする。

2 有効期間が満了する1箇月前までに甲又は乙から何ら申出がないときは、この期間を同一条件で更に1年間延長する。その後においても同様の取扱いとする。

（業務内容等）

第3条 乙は、別に定める宮崎県職員の公務旅行に係る旅費の旅行代理店による代理受領方式取扱要領（旅行代理店向け）に従って、代理受領の業務を行うものとする。

（代理受領の委任）

第4条 旅行者が、チケット等の手配を乙に依頼する際に代理受領を希望した場合は、乙が旅行者へ送付する見積書又は予約確認書に代理受領する旨を記載することにより、旅行者から乙へ代理受領の委任があったものとみなす。

（登録内容の変更）

第5条 乙は、第3条の業務を行うに当たって旅行代理店の登録を行った内容に変更が生じた場合は、速やかに当該変更内容を甲に届け出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この覚書から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この覚書の有効期間が満了し、又はこの覚書が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第8条 乙は、この覚書による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（覚書の解除）

第9条 甲又は乙は、この覚書を解除する場合には、1箇月前までに文書によって相手方に通知しなければならない。

（甲の解除権）

第10条 甲は、乙がこの覚書に違反したと認められるときには、何らの通知及び催告を要せず、こ

の覚書を解除することができる。

(協議等)

第11条 この覚書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書を交換した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この覚書の有効期間が満了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この覚書による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この覚書の有効期間満了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(実地調査等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。